

運 営 規 程

(児童福祉法に基づく児童発達支援)

社会福祉法人 浜川会
児童発達支援センター
つ く し 園

運 営 規 程

(施設の目的)

第1条 社会福祉法人浜川会（以下「法人」という。）が設置運営する指定障害児通所支援事業児童発達支援センターつくし園（以下「施設」という。）は、児童福祉法の理念に基づき指定施設としての適正な運営を確保するための人員及び管理運営に関することを定め、施設職員が知的障害等を伴う児童（以下「利用児」という。）に対し、必要で適正な指定施設としての支援を提供することを目的とする。

(運営の方針)

第2条 施設は、利用児の基本的な人権及び人格を尊重し、その利用児に応じた適切な療育を提供するものとする。

2 施設は、利用児への適切な支援を行うために、関係市町村、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第5条第1項に規定する障害福祉サービスを行う者、児童相談所、他の関係機関等との連携を図るものとする。

3 施設は、保護者からの要望、情報を尊重し、又、園での様子を踏まえ家庭と協力して療育を進めるものとする。

4 前3項のほか、児童福祉法（昭和22年法律第164号。以下「法」という。）及びその他関係法令などを遵守し、事業を実施するものとする。

(施設の名称等)

第3条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 社会福祉法人 浜川会 つくし園
- (2) 所在地 群馬県高崎市浜川町735番地1号

(事業の内容)

第4条 施設は以下の事業を運営する。

- 児童発達支援事業
- 障害児相談支援事業
- 保育所等訪問支援事業
- 遊び場開放事業

(児童発達支援事業の従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 施設に勤務する職種、員数及び職務内容は次のとおりとする。

職 種	員数	職 務 内 容
管理者	1	施設の職員の管理及び業務の管理を一元的に行い、施設の職員に対し法令等を遵守させるために必要な指揮命令を行う
児童指導員 保育士	17	利用児及びその保護者に対する活動上の指導、支援、相談等を行う

児童発達支援 管理責任者	2	施利用児童に対し、個別支援計画に基づき計画的かつ効果的な支援を提供することを管理、監督する。
相談員	3	障害児相談支援事業等のサービスを提供する
臨床心理士	1	地域支援・特別支援療育
言語聴覚士	2	地域支援・特別支援療育（児童指導員との兼務）
栄養士	1	利用児に対する食事の提供、献立の作成等を行う
調理師	1	利用児に対する食事の提供を行う
運転士	1	利用児の送迎を行う
事務員	1	事業所運営に関する事務を執り行う

(児童発達支援事業の主たる利用対象者)

第6条 主たる利用対象児は以下の通りとする。

療育を必要とする児童。

*対象児童はすべて幼児とし、利用期限は就学該当年（年長）の3月31日までとする。

*医療的ケア（経管栄養・吸引・吸入・導尿等）を通園時間帯に必要とするお子さんの受け入れは、必要とする処置が実施できる体制が整うまでは行わない。

(児童発達支援事業の通所定員)

第7条 利用児の基本定員は30名とする。そのうち、26名が全日通園児、2名が幼稚園・保育園等との半日通園児とする、2名が幼稚園・保育園等との併用全日通園児とする。

(児童発達支援事業全日通園児の営業日とサービス提供時間)

第8条 施設の営業日は原則月曜日から金曜日とし、全日通園児にあつては、土曜日は第1、第2、第3土曜日をクラス別療育日として1クラスのみを対象として実施する療育日とするか、又は、年に4～5回程度、全園児参加で遠足等の行事を行う場合がある。

※第4土曜日は県委託事業のつぼみの部屋を開催する。

※土曜日・日曜日に障害を持つ在宅のお子さんに園舎を遊び場として開放する事業を行うことがある。

※ただし、国民の祝日、年度末2日間、8月13日から8月16日、12月29日から1月3日までを除く。

2 施設の営業時間は月曜日から土曜日が午前8時30分から午後4時30分までとする。

3 施設における全日通園児の基本療育時間（土曜日含む）は午前9時30分から午後3時30分までとし、それ以外の時間について、施設で預かる場合は時間外療育とする。

また、個別支援計画において支援時間が5時間を超える部分については、預かり支援対象とする。

(児童発達支援事業半日通園児の営業日とサービス提供時間)

第9条 施設の営業日は、原則月曜日から金曜日である。

2 利用児童は、週2回登園し、療育に参加する。

3 施設における基本療育時間は、14時00分から16時30分までとし、延長は最大17時までとする。

※ただし、国民の祝日、年度末の2日間、8月13日から8月16日、12月29日から1月3日までを除く。

(児童発達支援事業の提供する指定施設支援の内容及び施設給付決定保護者から受領する費用及びその額)

第10条 施設は、指定施設支援の提供に当って、利用児に対して個別療育目標を作成すると共に、他のプログラム等にも基づき適切に指定施設支援を提供するものとする。

2 施設は、常に利用児の心身の状況、その置かれている環境等の把握に努め、利用児又は、その家族に対し、その相談に適切に応じると共に必要な助言そのほかの援助を行うものとする。

3 利用児に提供する食事は、栄養並びに利用児の身体の状況を考慮したものとすると共に、適切な時間に行うものとする。

4 施設は、施設給付決定保護者から、別紙「重要事項説明書 12 利用料」に定める通り、必要な費用及び定めにある金額を徴収するものとする。

(通所利用者負担額に係る管理)

第11条 事業者は、通所給付決定に係る障害児が同一の月に当該事業所が提供する児童発達支援及び他の指定障害児通所支援事業者等が提供する指定通所支援を受けた場合において、当該障害児の通所給付決定保護者から依頼があった時は、当該児童発達支援及び当該他の指定通所支援に係る通所利用者負担額の合計額(以下「通所利用者負担額合計額」という。)を算定するものとする。

この場合において、事業者は、当該児童発達支援及び当該他の指定通所支援の状況を確認の上、通所利用者負担額合計額を市町村維報告すると共に当該通所給付決定保護者及び当該他の指定通所支援を提供した指定障害児通所支援事業所に通知するものとする。

(児童発達支援事業の通常の事業の実施地域)

第12条 施設の通常の事業の実施地域は、高崎市、安中市、富岡市、藤岡市、甘楽町、下仁田町、神流町、南牧村、上野村、前橋市、榛東村、吉岡町とする。

(児童発達支援事業の施設の利用に当たっての留意事項)

第13条 施設支援を利用するに当たって、利用児及びその保護者は、宗教活動や営利を目的とした勧誘、暴力行為その他、他の利用児及びその保護者に迷惑を及ぼす言動を行ってはならない。

(児童発達支援事業の緊急時等における対応方法)

第14条 施設の職員は、指定施設支援の提供中に利用児の心身の状態の急変、その他緊急事態が生じたときは、速やかに指定医療機関及び家族に連絡する等の措置を講ずると共に、管理者に報告しなければならない。指定医療機関の定めが場合等は、医療機関への緊急搬送等必要な措置を講ずるものとする。

2 指定児童発達支援の提供により事故が発生したときは、市町村及び当該障害児の家族等に対して連絡を行うとともに、必要な措置を講ずるものとする。

3 指定児童発達支援の提供により賠償すべき事故が発生したときは、速やかに損害を賠償するものとする。

(児童発達支援事業の非常災害対策)

第15条 施設は、防火管理者を定めると共に、非常災害対策が起きた場合に備えて、消化計画及び風水害、地震などに対処するための計画を策定しておくものとする。

2 施設は、前項の計画に基づいて、避難訓練と消火訓練を行うものとする。

3 施設は前項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めるものとする。

(児童発達支援事業の虐待の防止のための措置に関する事項)

第16条 施設は、虐待を発見しやすい立場にあることを自覚し、虐待防止に関する責任者の選定及び設置し虐待の早期発見と対応に努めなければならないものとする。

虐待防止に関する責任者 園長 秋松 宗雄

2 施設は、虐待を受けた利用児の保護及び支援が適切に行われるように、支援の職務に携わる者の人材の確保及び資質の向上を図るため、必要な措置を講ずるものとする。

3 施設は、従業者に対して虐待防止のための研修を実施する。

4 施設は、虐待防止のための対策を検討する委員会として、虐待防止委員会を設置し、虐待の未然防止、虐待発生時の検証や再発防止策の検討を行ない、虐待防止のための措置を講じる。

(虐待等の禁止)

第17条 施設の職員は、障害児に対し、児童虐待の防止等に関する法律第2条の各号に掲げる行為その他当該障害児の心身に有害な影響を与える行為をしてはならない。

(緊急時の援助)

第18条 事業者は、利用児が急病その他必要と思われる場合、保護者又は緊急連絡先に、連絡すると共に、速やかに医療機関への連絡を行う等の必要な措置を講じるものとします。

(児童発達支援事業の協力医療機関)

第19条 施設は、利用者の健康状態の変化、怪我への対応を図るため、協力医療機関を定める

協力医療機関名 いまいずみ小児科

(苦情解決)

第20条 施設は、提供した療育・事業に関する利用者からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情を受け付けるための窓口を設置する等、苦情解決に関する体制を整備し、掲示するなど利用者に周知の徹底を図るものとする。

2 施設は、社会福祉法第83条に規定する運営適正化委員会が同法85条の規程により行う調査又は斡旋にできる限り協力する。

3 施設は、提供した児童発達支援に関し、法第21条の5の2第1項の規定により都道府県知事又は市町村長（以下「都道府県知事等」という。）が行う報告若しくは帳簿書類その他の物件の提出若しくは提示の命令又は当該職員からの質問若しくは指定児童発達支援事業者の設備若しくは帳簿書類その他の物件の検査に応じ、及び障害児または通所給付決定保護者その他の当該障害児の家族からの苦情に関して都道府県知事等が行う調査に協力すると共に、都道府県知事等から指導または助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行うものとする。

(身体拘束の禁止)

第21条 利用児の生命又は身体を保護するため、緊急やむを得ない場合（①切迫性②非代替性③一時性かつそれらの要件の確認等が極めて慎重に実施されているケースに限られる）、また、補助具等（座位保持装置付き椅子、短下肢装具、長下肢装具、歩行器等）を利用することにより利用児の生活技術の向上、身体機能の維持向上の助けとなる場合等に身体拘束を行うことがある。

身体拘束が必要な場合は、利用者又は家族に説明をし、同意を受けなければならない。

2 その様態及び時間、その際の利用者の心身の状況並びに緊急やむを得ない理由を記録しなければならない。

3 身体拘束を行う場合、定期的に担当職員、管理職等による会議にて、その改善の進捗を確認する必要がある。

4 施設は、身体拘束等の適正化を図るため、次に掲げる措置を講じる。

(1) 身体拘束等の適正化を図るための対策を検討する委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図ること。

(2) 身体拘束等の適正化のための指針を整備すること。

(3) 職員に対し、身体拘束等の適正化のための研修を定期的実施すること。

(感染症の予防及びまん延の防止)

第22条 施設は感染症又は食中毒が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じる。

(1) 感染症・食中毒予防のための対策検討委員会を定期的開催するとともに、その結果について、職員に周知徹底を図る。

(2) 感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針を整備する。

(3) 職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修並びに感染症予防のための訓練を定期的実施する。

(業務継続計画の策定等)

第23条 施設は非常災害の発生時において、利用者に対する指定児童発達支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画(以下「業務継続計画」という。)を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じる。

2 施設は、職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的実施する。

3 施設は定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

(個人情報の取り扱い)

第24条 事業者及び職員は、療育を提供する上で知り得たお子さん及びその家族に関する情報については、別紙「個人情報の取扱いに関する同意書」にそって 対応する。

2 施設は、前項以外の情報の外部提供を行う場合、保護者に事前同意を得るものとします。また、別紙「個人情報の取扱いに関する同意書」に該当する理由により外部提供を行った場合は、外部提供を行った以降に保護者に通知する。

3 施設では、利用児に対し分かりやすい療育を提供するための教材として、カード、写真を利用する。その教材作成にあたり利用児、ご家族の顔写真等を使用する。顔写真につきましては、療育の場面でのみ使用しそれ以外では使用しない。

4 法人は障害児に対する児童発達支援の提供に関する諸記録を整備し、当該児童発達支援を提供した日から5年間検証、整備するものとする。

(その他運営に関する重要事項)

第25条 施設は、施設の事業会計をその他の事業会計と区分するものとする。

施設は、職員、設備・備品及び会計に関する諸記録を整備するとともに、当該記録を完結の日から5年間保存しなければならない。

2 法人は職員の資質の向上のために、その研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証・整備するものとする。

(1) 採用時研修 採用後3ヶ月以内

(2) 継続研修 年1回

3 法人は法第24条の2第1項に規定する指定障害児入所施設等、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律第29条第2項に規定する指定障害福祉サービス事業者等その他の福祉サービスを提供する者等に対して、障害児又はその家族に関する情報を提供する際は、あらかじめ文書により障害児又はその家族の同意を得ておくものとする。

4 法人は、障害児に対する児童発達支援の提供に関する諸記録を整備するものとする。

5 法人は、障害児に対する児童発達支援の提供に関する諸記録を整備し、当該児童発達支援を提供した日から5年間保存するものとする。

6 この規定に定める事項のほか、運営に関する重要事項は社会福祉法人浜川会と施設の管理者との協議に基づいて定めるものとする。

(規程の委任・改訂)

第26条 この規程で定めるもの以外に、施設を管理する上で、必要な事項を決定しなくてはならない場合、あるいは、この規程の改訂が必要とされる場合は、理事長の承認を得て施設長が定める。

附則

1. この規程は、平成9年10月1日より施行適用する。
2. この改定規程は、平成21年7月1日より施行適用する。
3. この改定規程は、平成22年4月1日より施行運用する。
4. この改訂規定は、平成24年4月1日より施行運用する。
5. この改定規定は、平成26年4月1日より施行運用する。
6. この改定規定は、平成27年4月1日より施行運用する。
7. この改定規定は、平成29年6月1日より施行運用する。
8. この改定規定は、平成29年12月15日より施行運用する。
9. この改定規定は、平成30年4月1日より施行運用する。
10. この改定規程は、平成31年4月1日より施行運用する。
11. この改定規程は、令和2年4月1日より施行運用する。
12. この改定規程は、令和3年4月1日より施行運用する。
13. この改定規定は、令和3年12月1日より施行運用する。
14. この改定規程は、令和4年4月1日より施行運用する。
15. この改定規程は、令和5年4月1日より施行運用する。
16. この改定規定は、令和6年4月1日より施行運用する。
(主たる利用対象者の削除・定員の変更・支援時間(5時間)の導入・預かり支援)